船橋市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の８に規定する放課後児童健全育成事業に係る届出について、必要な事項を定めるものとする。

（開始の届出）

第２条　放課後児童健全育成事業の開始の届出は、放課後児童健全育成事業開始届（第１号様式）により行うものとする。

（変更の届出）

第３条　放課後児童健全育成事業の変更の届出は、放課後児童健全育成事業変更届（第２号様式）により行うものとする。

（廃止又は休止の届出）

第４条　放課後児童健全育成事業の廃止又は休止の届出は、放課後児童健全育成事業廃止・休止届（第３号様式）により行うものとする。

　　　附　則

この要綱は、平成２７年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年３月２７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１月２２日から施行する。